第五条　検討及び更なる実施

1　締約国は、二年に一回又は締約国が決定する場合には一層頻繁に会合する。締約国は、その会合において、特に、次のことを行う。

(a)　この協定の実施状況を検討し、及び適当な場合には第十三条2の規定に基づくこの協定の有効期間に関する問題を検討すること。

(b)　全ての入手可能な科学的情報（共同計画、自国の科学的計画その他の関連する情報源（先住民及び現地の知識を含む。）から得られるもの）を検討すること。

(c)　科学的情報（共同計画、自国の科学的計画その他の関連する情報源から得られるもの）を基礎とし、並びに予防的な取組方法及び漁獲が生態系に及ぼすおそれのある悪影響を含む関連する漁業管理及び生態系への配慮を考慮に入れつつ、特に、協定水域における魚類の分布、移動及び豊度が持続可能な商業的漁業を支えるかどうかを検討し、並びにこれを基礎として次の事項を決定すること。

(i)　協定水域における漁獲を管理する一又は二以上の追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設けるための交渉を開始するかどうか。

(ii)　(i)の規定によって交渉が開始され、締約国が魚類資源の持続可能性を確保するための仕組みに合意した後、協定水域における魚類資源に関する追加の又は異なる暫定的な保存管理措置を定めるかどうか。

(d)　この協定の効力発生から三年以内に協定水域における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること。締約国は、当該保存管理措置を随時改正することができる。当該保存管理措置には、特に、次のことを定める。

(i)　試験的漁獲がこの協定の目的を損なってはならないこと。

(ii)　試験的漁獲が魚類資源及び生態系に及ぼす影響を最小限にするために期間、範囲及び規模において限定されること並びに試験的漁獲が前条5の規定に基づいて採択されるデータの共有のための規範に定める標準的な要件に従うこと。

(iii)　締約国が、適正な科学的調査を基礎とし、かつ、試験的漁獲が共同計画及び自国の科学的計画と合致する場合にのみ、試験的漁獲を許可することができること。

(iv)　締約国が、他の締約国に対し試験的漁獲のための自国の計画を通報し、かつ、他の締約国に対し当該自国の計画について意見を述べる機会を提供した後にのみ、試験的漁獲を許可すること。

(v)　締約国が、自国が許可した試験的漁獲を十分に監視し、及び当該試験的漁獲の結果を他の締約国に報告しなければならないこと。

2　締約国は、この協定の実施（共同計画その他の前条の規定に従って行われる活動に関するものを含む。）を促進するため、北極の先住民を含む北極の社会の代表者が参加することが可能な委員会又は類似の団体を設置することができる。

第六条　意思決定

1　手続問題についての締約国の決定は、賛成票又は反対票を投ずる締約国の過半数による議決で行う。

2　実質問題についての締約国の決定は、コンセンサス方式によって行う。この協定の適用上、「コンセンサス」とは、決定が行われる際に正式の異議がないことをいう。

3　いずれかの締約国が実質問題であると認める問題は、実質問題とみなされる。

第七条　紛争解決

千九百九十五年協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の解釈又は適用に関する締約国（千九百九十五年協定の締約国であるか否かを問わない。）間の紛争について準用する。

第八条　非締約国

1　締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定に合致する措置をとることを奨励する。

2　締約国は、非締約国の旗を掲げる権利を有する船舶がこの協定の効果的な実施を損なう活動を行うことを抑止するため、国際法に合致する措置をとる。

第九条　署名

1　この協定は、二千十八年十月三日にイルリサットにおいて、カナダ、中華人民共和国、デンマーク王国（フェロー諸島及びグリーンランド）、アイスランド、日本国、大韓民国、ノルウェー王国、ロシア連邦、アメリカ合衆国及び欧州連合による署名のために開放し、同日の後十二箇月の間署名のために開放しておく。

2　この協定は、この協定の署名国に対して批准、受諾又は承認のために開放しておく。

第十条　加入

1　この協定は、この協定に署名していない前条1に規定する国及びこの協定に署名していない場合の欧州連合に対して加入のために開放しておく。

2　締約国は、この協定の効力発生の後、現実の利害関係を有する他の国に対しこの協定に加入するよう招請することができる。

第十一条　効力発生

1　この協定は、第九条1に規定する国及び欧州連合によるこの協定の批准書、受諾書及び承認書並びにこの協定への加入書の全てを寄託者が受領した日の後三十日で効力を生ずる。

2　この協定は、この協定の効力発生の後、前条2の規定に基づいて加入を招請された各国であって加入書を寄託したものについて、当該加入書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

第十二条　脱退

締約国は、自国の脱退が効力を生ずる日を明示しつつ外交上の経路を通じて寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。その脱退が効力を生ずる日は、当該通告の日の後六箇月目の日以後でなければならない。この協定からの脱退は、残余の締約国の間におけるこの協定の適用及び脱退する締約国がこの協定における義務であってこの協定との関係を離れ国際法に基づいて負うものを履行する責務に影響を及ぼすものではない。

第十三条　この協定の有効期間

1　この協定は、その効力発生の後最初の十六年間効力を有する。

2　この協定は、1に規定する最初の期間の満了の後、次のいずれかの場合を除くほか、順次五年の延長期間中、効力を有する。

(a)　いずれかの締約国が当該最初の期間又はその後の延長期間の満了の前に行われる最後の締約国の会合においてこの協定の延長に対する正式の異議を申し立てる場合

(b)　いずれかの締約国が各々の期間の満了の六箇月前までに書面で延長に対する正式の異議を寄託者に送付する場合

3　締約国は、協定水域において健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、この協定と協定水域における漁獲を管理する追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設ける新たな協定となり得るものとの間の効果的な移行を図る。